



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

上 場 会 社 名 四国電力株式会社
代 表 者 取締役社長 千葉 昭
(コード番号 9507、東証市場第一部)
問 合 せ 先 総務部 株式・文書グループリーダー 林 剛史
(TEL 087-821-5061)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 91 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、適任者の招聘に資するため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することについて、第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項および第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。

なお、第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (第1項現行どおり)</p> <p>2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、取締役の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (第1項現行どおり)</p> <p>2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、監査役の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p>